

## 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布

対象

DB

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

### ポイント

- 5月24日に国会で成立しました標記法律※1が本日公布されました。

※1 [確定拠出年金法等の一部を改正する法律](#)

- 改正法の概要につきましては、以下※2をご参照ください。

※2 [三菱UFJ年金ニュース \(No.406\) 確定拠出年金法等の改正にかかる法案の可決](#)

### 1. DBに関する改正項目(一部DC等に関する項目を含む)

項番	項目	内容	施行時期
1	DBの実施事業所の減少にかかる手続きの見直し	以下に該当する場合は、承認・認可を受けて事業所を減少させることができる (減少させる事業所の同意等は不要) ・減少させようとする事業所がDBを継続することが困難であると認められる場合 ・基金型の場合はその事業所を減少させた後も加入者数300人以上となる場合 ・事業所の減少に伴い他の事業所の掛金が増加することとなる場合は、規約に減少事業所が掛金一括拠出する旨を定めている場合	平成28年7月1日
2	DBからDCへの資産移換における同意要件の緩和	移換元のDB掛金が増加しない場合、加入者の全てが資産移換しない実施事業所については、加入者同意を不要とする	
3	DB間での権利義務の移転・承継手続きの緩和	加入者の同意を得た場合には、厚生労働大臣の承認・認可を受けずに個人単位の権利義務の移転・承継を可能とする	
4	DBから脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件の緩和	脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件を緩和(加入者期間20年未満を削除)	公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日
5	ポータビリティの拡充	DCからDB等、制度間の年金資産の持ち運び(ポータビリティ)を拡充	

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 2. DCに関する改正項目

項番	項目	内容	施行時期
1	企業年金連合会への投資教育の委託	DCの投資教育について資産運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務を企業年金連合会へ委託可能とする	平成28年7月1日
2	個人型DCの適用範囲の拡大	第3号被保険者および企業年金加入者※、公務員等共済加入者も加入可能とする ※企業型DC加入者は規約に定めた場合に限る	平成29年1月1日
3	DC掛金の拠出限度額の年単位化	拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更、拠出時期は「毎月拠出」から「年1回以上定期的に拠出」へ変更	平成30年1月1日
4	継続投資教育の努力義務化	制度導入時の投資教育と同様に、継続投資教育を配慮義務から努力義務へ変更	
5	運用商品の提供数の上限設定	運用商品の提供数は政令で定める数以下とする (注)施行日から5年間に限り、施行日時点の商品数を上限とすることが可能。また、施行日前に納付した掛金の運用商品については制限対象外。	
6	運用商品除外規定の緩和	運用商品を除外する際は、当該商品を選択して運用の指図を行っている加入者等の3分の2以上の同意を得ること (注)施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品の除外については、従前どおり全員の同意取得が必要	
7	運用商品提供規制の変更	リスク・リターン特性の異なる3本以上の運用商品の提供を義務付け (注)簡易型DCについては2本以上	
8	デフォルト商品規定の法令化	デフォルト商品の設定は任意(ただし、設定した場合は、以下の対応が必要) ・加入時に内容(利益の見込み・損失可能性等)を周知すること ・加入者が選択を行わない場合、デフォルト商品を選択したとみなす旨を通知すること(選択を行わないまま一定期間経過した場合は、自動的にデフォルト商品を購入)	公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日
9	デフォルト商品の基準の明確化	長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るものとして省令で定める基準に適合するものでなければならない	
10	運営管理機関への委託にかかる事業主の努力義務	少なくとも5年ごとに運営管理業務の実施に関する評価、委託についての検討を行い、必要に応じて変更等を行うことを努力義務化	
11	『小規模事業主掛金納付制度』の創設	中小企業(従業員100人以下)を対象に、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする制度を創設	
12	『簡易型DC制度』の創設	中小企業(従業員100人以下)を対象に、設立手続き等を緩和※した制度を創設 ※運営管理機関委託契約書、資産管理契約書等省略可	

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

以上